明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二五）　一

〔告　示〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件の一部を改める件（総務一五九）　八

○建設業法第二十五条の二十七第二項の規定に基づき、建設工事公衆災害防止対策要綱を定める件（国土交通四九六）　九

〔官庁報告〕

国家試験

診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　二〇

臨床検査技師国家試験の施行（同）　二二

理学療法士国家試験の施行（同）　二三

作業療法士国家試験の施行（同）　二四

視能訓練士国家試験の施行（同）　二五

あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　二六

はり師国家試験の施行（同）　二七

きゅう師国家試験の施行（同）　二九

柔道整復師国家試験の施行（同）　三〇

言語聴覚士国家試験の施行（同）　三二

臨床工学技士国家試験の施行（同）　三三

義肢装具士国家試験の施行（同）　三三

歯科衛生士国家試験の施行（同）　三四

歯科技工士国家試験の施行（同）　三五

第四十三回救急救命士国家試験の施行（同）　三五

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三七

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康安全機構平成三十事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更関係　六六

地方公共団体

行旅死亡人関係　七六

会社その他

会社決算公告　八〇

府令

○内閣府令第二十五号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項（同法第二百七十二条の十六第三項において準用する場合を含む。）及び第二百七十一条の二十四第二項（同法第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三